

ストックオプション税制 発行会社自身による株式管理スキーム
租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法
(令和六年経済産業省告示第六十九号関係)

令和6年9月
経済産業省
イノベーション創出新事業推進課

本書は、役職員等が税制適格ストックオプションを行使して取得した株式について、発行会社自身で管理するための要件をまとめたものです。本書に記載する要件を満たさない場合、ストックオプションの税制適格性が失われるおそれがありますので、ご注意ください。なお、本書に記載する方法で管理できる株式は、譲渡制限株式に限られます。

※本書は、分かりやすさの観点から便宜上用語を簡易にする等しているため、詳細については、租税特別措置法その他関係法令を確認してください。

※本書は、関係省庁と協議したうえで、経済産業省にて公表を行うものです。

法：租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

令：租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）

規則：租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）

告示：租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法として経済産業大臣が定める要件（令和六年経済産業省告示第六十九号）

1. 役職員等がストックオプションを行使して株式を取得した場合

● 区分管理帳簿¹の作成（告示第1条第1項）

発行会社は、役職員等が税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を発行会社自身で管理する場合、権利者²と承継特例適用者³（以下、権利者とあわせて「権利者等」といいます。）ごとに、以下の事項を記載した区分管理帳簿（別紙参照）を作成しなければなりません。

1. 区分管理帳簿を作成した日
2. 権利者等の氏名及び住所

¹ 「区分管理帳簿」とは、告示第1条第1項に規定する区分管理帳簿をいいます。（換言すると、ストックオプションを行使して取得した株式を区分管理するための帳簿をいいます。）

² 「権利者」とは、法第29条の2第1項に規定する権利者をいいます。（換言すると、税制適格ストックオプションを付与された者をいいます。）

³ 「承継特例適用者」とは、法第29条の2第4項に規定する承継特例適用者をいいます。（換言すると、権利者が税制適格ストックオプションを行使することで取得した株式を相続等によって承継した者をいいます。）

3. 権利者等が取得又は譲渡した特定株式⁴又は承継特定株式⁵（以下、特定株式とあわせて「特定株式等」といいます。）に関する以下の事項
 - ① 特定株式と承継特定株式のいずれに該当するかの別
 - ② 特定株式等の種類
 - ③ 取締役等の特定株式⁶に該当するかどうかの別
 - ④ 取締役等の特定株式に該当しない場合、ストックオプションを行使した日
4. 権利者等が取得した特定株式等に関する以下の事項⁷
 - ① 取得した日
 - ② 取得事由
 - ③ 取得した特定株式等の数
 - ④ 取得した特定株式等 1 株当たりの権利行使価額
5. 権利者等が譲渡した特定株式等に関する以下の事項⁸
 - ① 譲渡した日
 - ② 譲渡事由
 - ③ 譲渡した特定株式等の数
 - ④ 譲渡した特定株式等 1 株当たりの譲渡対価の額（当該対価の額が時価を下回る場合は、当該 1 株当たりの時価も記載しなければなりません。）
※時価は、所得税基本通達 23～35 共一 9 により算定。
6. 区分管理帳簿の写しを交付する時点において権利者等が保有している特定株式等の数⁹

● **区分管理帳簿の保存（告示第 1 条第 2 項・第 3 項）**

発行会社は、その作成した区分管理帳簿を、権利者又は承継特例適用者の別に整理し、閉鎖¹⁰の日の属する年の翌年から 5 年間保存しなければなりません。また、区分管理帳簿を電磁的記録として作成した場合、当該区分管理帳簿について以下のいずれかの措置を講じた上で、保存しなければなりません。

⁴ 「特定株式」とは、法第 29 条の 2 第 4 項に規定する特定株式をいいます。（換言すると、税制適格ストックオプションを行使することで取得され、かつ税制適格性を維持する株式をいいます。）

⁵ 「承継特定株式」とは、法第 29 条の 2 第 4 項に規定する承継特定株式をいいます。（換言すると、相続等によって承継された取締役等の特定株式（註 6 参照）をいいます。）

⁶ 「取締役等の特定株式」とは、法第 29 条の 2 第 4 項に規定する取締役等の特定株式をいいます。（換言すると、社外高度人材が税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を除く特定株式をいいます。）

⁷ 区分管理帳簿には、取締役等の特定株式かどうかの別でそれぞれ分けて記載する必要があります。

⁸ 同上

⁹ 同上

¹⁰ 「閉鎖」とは、権利者等に係る特定株式等の全てを第三者に譲渡した場合など、発行会社が特定株式等の管理を終了することをいいます。なお、発行会社が上場に伴って特定株式等の管理方法を金融商品取引業者等による特定株式等の管理（法 29 条の 2 第 1 項第 6 号イ）に移行した場合は、その移行した日が当該閉鎖の日とされます。

1. タイムスタンプ（タイムスタンプを付与する役務を提供する業務として総務大臣の認定を受けたもの¹¹に限ります。）を付すこと
2. 次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムを使用して保存すること
 - ① 区分管理帳簿の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を把握することができること
 - ② 区分管理帳簿の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと

- **区分管理帳簿の写しの交付（告示第2条第1項）**

発行会社は、権利者がストックオプションを行使して特定株式を取得し、これを発行会社自身で管理することとした場合、作成した区分管理帳簿の写しを当該権利者に交付しなければなりません。

- **異動調書の作成・提出（法第29条の2第7項）**

発行会社は、その管理する特定株式等に異動があった場合には、権利者等ごとに「特定株式等の異動状況に関する調書」¹²を作成し、当該異動の翌年1月31日までに発行会社の本店の所在する所轄税務署長に提出しなければなりません。

2. 役職員等がストックオプションを行使して取得した株式を譲渡する場合

（権利者等に求められる対応）

- **特定株式等の譲渡方法（令第19条の3第9項第3号）**

権利者等は、発行会社が管理する特定株式等を法人以外の第三者に譲渡する場合、金融商品取引業者等への売委託によらなければなりません。

- **特定株式等の譲渡通知（告示第3条）**

権利者等は、発行会社が管理する特定株式等を譲渡した場合、遅滞なく、発行会社に以下の事項を通知しなければなりません。

- ① 特定株式と承継特定株式のいずれに該当するかの別
- ② 特定株式等の種類
- ③ 取締役等の特定株式に該当するかどうかの別
- ④ 取締役等の特定株式に該当しない場合、ストックオプションを行使した日
- ⑤ 譲渡した特定株式等の数
- ⑥ 譲渡した特定株式等1株当たりの譲渡対価の額

¹¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html

¹² 租税特別措置法施行規則別表第六(二)

(発行会社に求められる対応)

● **区分管理帳簿の写しの交付 (告示第 2 条第 2 項)**

発行会社は、その管理する特定株式等を権利者等が第三者に譲渡した場合、作成した区分管理帳簿の写しを当該権利者等に交付しなければなりません。

● **確定申告が必要となる旨の通知**

発行会社は、当該譲渡にかかる特定株式等の譲渡価額がその取得価額を上回っている場合、権利者等に対して、確定申告が必要となる旨通知することが望ましい。

3. 上場 (申請) 時の対応

● **株式等振替制度への移行**

発行会社は、上場する場合、その株式の譲渡制限を撤廃する必要があるところ (有価証券上場規程第 205 条)、発行会社自身による管理の対象となる株式は「譲渡制限株式」である必要があることから、発行会社自身による特定株式等の管理 (法 29 条の 2 第 1 項第 6 号ロ) から金融商品取引業者等による特定株式等の管理 (同号イ) に移行する必要があります¹³。

移行にあたっては、実務上は上場承認前に (1) 発行会社が当該金融商品取引業者等と契約 (「取決め」 (同号イ)) を締結し、上場までの間に、(2) 発行会社が当該金融商品取引業者等に必要な情報を連携するとともに、(3) 特定株式等を保有する株主が当該金融商品取引業者等に専用口座 (当該特定株式等を他の株式と区分して管理するための口座) を開設する必要があります。

発行会社は、(2) の情報連携をするにあたっては、以下の情報その他金融商品取引業者等が要求する情報等を、金融商品取引業者等に提供することが必要になります (規則第 11 条の 3 第 3 項第 1 号参照)。

- ① 権利者等の氏名、住所
- ② 特定株式等にかかる税制適格ストックオプションの付与時の権利者等の氏名、住所
(※ ①の氏名、住所と異なる場合)
- ③ 特定株式等にかかる税制適格ストックオプションの付与決議日
- ④ 発行会社の設立日
- ⑤ 特定株式等の数
- ⑥ 特定株式等にかかる税制適格ストックオプションの権利行使価額
- ⑦ ⑥の権利行使価額を 2 で除した金額
(※ ③の付与決議日時点の発行会社の設立日以後の期間が 5 年未満の場合)

¹³上場に際して、上記 (1) ~ (3) の手続きを経て、発行会社自身による特定株式等の管理から金融商品取引業者等による特定株式等の管理に、管理主体が不在の期間なく適切に移行する場合、当該移行は「返還又は移転」(法第 29 条の 2 第 4 項) に該当しないものとして取り扱われます。

- ⑧ ⑥の権利行使価額を3で除した金額
 (※ ③の付与決議日時点の発行会社の設立日以後の期間が5年以上20年未満で、非上場又は上場日以後の期間が5年未満の場合)
- ⑨ 特定株式にかかる税制適格ストックオプションの被付与者が社外高度人材である場合はその旨

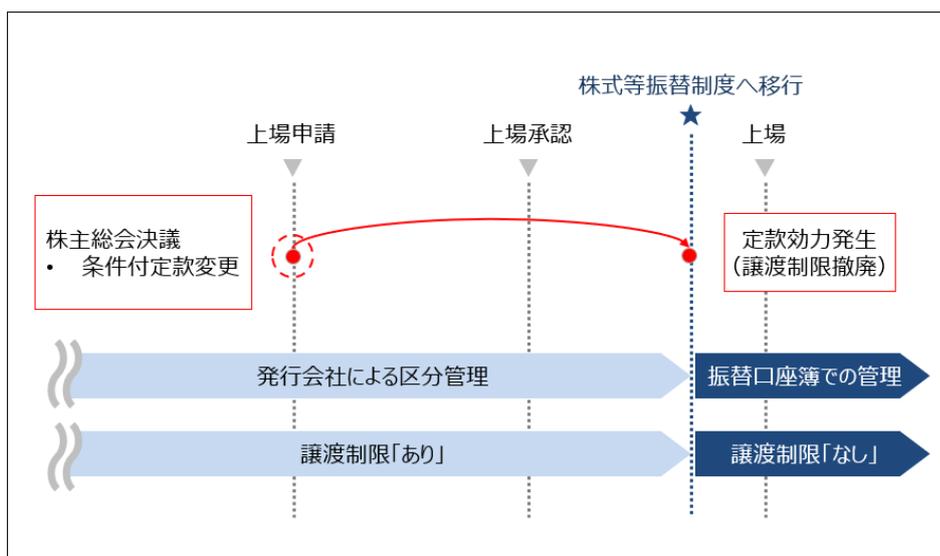
なお、(2)の情報連携において、発行会社が金融商品取引業者等に対して特定株式等を保有する株主の個人情報を提供することとなるため、発行会社及び金融商品取引業者等においては、個人情報の保護に関する法律等に従って、当該個人情報を適法に取り扱うことが必要になります¹⁴。

また、個人番号（マイナンバー）については、実務上、特定株式等を保有する株主が専用口座の開設手続きに際して金融商品取引業者等に直接提供することになります。

● 上場に伴う譲渡制限の撤廃

発行会社は、上場する場合、その株式の譲渡制限を撤廃する必要があるところ、発行会社自身による管理の対象となる株式は「譲渡制限株式」である必要があることから、譲渡制限の撤廃の効力は、株式等振替制度への移行時に発生するようする必要があります。

具体的には、上場申請前後に譲渡制限を撤廃する定款変更をする旨の株主総会決議をする場合、下図のとおり、株式が振替株式となったときにその効力が発生するように条件を付す等の調整をする必要があります。



¹⁴ 「法令・ガイドライン等 | 個人情報保護委員会」 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>) 等を参照のこと。

別紙（区分管理帳簿イメージ）

氏名		XX XX			帳簿作成日		2024/4/1						
住所		東京都千代田区〇〇											
#	特定株式又は承継特定株式の別	株式の種類	取締役等の特定株式又はそれ以外の特定株式の別	権利行使日 (取締役等の特定株式以外の場合)	取得			譲渡				残高	
					株式取得日	取得事由	株数	一株あたりの取得価額 (SO行使価額)	株式譲渡日	譲渡事由	譲渡株数		一株あたりの譲渡価額
①	特定株式	普通株式	取締役等の特定株式		2024/4/1	第一回税制適格ストックオプションを使用して取得	100株	500円					100株
	同上	同上	同上		2024/6/1	同上	200株	同上					300株
	同上	同上	同上						2024/10/1	法人への譲渡	200株	1,000円	100株
②	特定株式	普通株式	取締役等の特定株式		2025/4/1	第二回税制適格ストックオプションを使用して取得	100株	700円					100株
	同上	同上	同上						2025/10/1	法人への譲渡	100株	1,000円	0株
③	承継特定株式	普通株式	取締役等以外の特定株式	2020/2/1	2024/11/1	相続による承継	100株	500円					100株